

広島県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

西浦三庄田熊線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市因島重井町字三ツ池八二番一地从先から 尾道市因島重井町字三ツ池七九番一地从先まで	一三・五〇 一六・〇〇	二四・〇〇 三四・〇〇		二九・〇〇	幅員減少 不用物件延長 三〇・〇〇メ ートル